



特251  
42

高石眞五郎  
著

高石眞五郎  
憲政の常道

始



特251  
42



高石眞五郎

政の常道

講習會叢書第三輯





高石眞五郎先生

# 憲政の常道

大阪毎日新聞  
主 幹 高 石 眞 五 郎

私の演題は「憲政の常道」と云ふ題であります。極めて通俗な名前であります。私此文字を選  
びましたのは憲政の常道と云ふ言葉は唯今非常に流行致しまして政界に於ては或黨は他黨に對して  
憲政の常道に反して居ると稱し、又他の黨は敵黨に對して憲政の常道に反して居ると云ふ。斯う云  
ふやうな工合に只今政界に於て憲政の常道と云ふ言葉が非常に用ひられるのであります。是は少な  
くとも良い徴候であつて成可くは政治を常道によつて行はうと云ふ傾向が現はれて來たと云ふ事に  
違ひ無のであります。ところで然らば其憲政の常道とは如何なるものであるかと云ふ事を述べまし  
て、此政界に於て憲政の常道の使ひ分けをして居る根柢に立入つて如何なるものが憲政の常道であ  
るかと思ふ事に就て卑見を述べたいと考へるのであります。併乍ら内容は決して政治論では無いの

であります。今日の政黨政派に關し若くは今日の政治に關して私が批評を致すのではございませぬ憲法の解釋であります。即ち實を申せば私のこれから致します講演は憲法の解釋でございまして講習會に相應しからざる者ではないかと信するのであります。そこで憲政の常道と云ふ言葉は一體如何なる意義を有つて居るか申せば、此憲政の常道と云ふ言葉は決して法律的の言葉ではないのであります。之を一言にして申せば憲政と云ふのは要するに憲法の精神によつて、憲法の解釋を基礎としたる所の常識の上に立つ政治が憲政であります。換言すれば日本の憲法を解釋して其精神を考へてそれに則つた常識を基礎とした政治の運用を憲政と申すのであります。で此政治をするに當つて此精神に則つて政治をするを常道と申します。でありますからして憲政と云ふ事に就ては法律一點張りではまららないのであります。常識が之に加はらなければ立憲政治の完備を期する事は出来ないであります。従つて何が憲政の常道であるかと云ふ事は世の中の推移と共に矢張り解釋も異つてゆくののであります。そこで私は現在の此政情に則しまして今日に於て何が憲政の常道であるかと云ふ事をこれから申述べたいと考へるのであります。然らば憲政とは何であるかと云へば是は申上げらぬ迄もなく憲法に従つた所の政治である。日本帝國の憲法に準據して行はれる

政治が憲政である。之を他の言葉を以て云へば即ち立憲政治であります。立憲政治即ち憲政であります。そこで此日本に於ける立憲政治とは何か、其内容に就てこれから申上げたいと思ふ。先づ日本の憲法を考へますと、此日本憲法を此處で一々申上げては到底短時間で述盡す所でありませぬから、立憲政治と云ふ事を解釋する點から憲法の條章を二三引用致します。第一に私が引用致したのは日本憲法の第四條に「天皇ハ國ノ元首ニシテ統治權ヲ總攬シ此憲法ノ條規ニヨリ之ヲ行フ」とあります。即ち天皇陛下は我日本國の元首であらせられました日本國の統治權を總攬されて居ります。而して此憲法の條規により之を行ふと云ふ事が書いてあります。之によつて見ますれば日本帝國の主權と云ふものは日本帝國の元首である天皇陛下にあらせられるのであります。是は憲法學者が權能或は機關であると云ふ説もあり、或は主體であると云ふ説もありますが學說に立入りますると複雑になりますから私の信する所で即ち天皇は主權の本體であると申すのであります。機關論もあるが私は日本の天皇陛下は日本帝國の元首として日本帝國主權の本體であると斯う信するのであります。斯くの如く日本の天皇陛下は主權の本體であります。此憲法には只今申上げた通り統治權を總攬する即ち主權の本體であるが此憲法の條規により之を行ふと

云ふ事が書いてある。即ち其主權の發動と云ふものは無條件では無いのであります。絶対では無いのである。主權は事實に於ては絶対權であります但其行使に當つては無條件ではなく條件がある。即ち此憲法の條規により之を行ふのであります。日本の憲法は天皇の主權行使に當つて條件をつけて居るのである。是が即ち立憲君主制と云ふ言葉を生じたのであります。若し憲法がなく又憲法に斯様な條件が無ければそれが即ち專制君主である Despotic Government である。併乍ら日本の天皇の統治權の行使に當つては斯様の條件がある。憲法の條規により之を行ふとありますから即ち是が立憲君主制と云ふのであります。是を英語國では Limited Monarchy と云ふので直譯すれば制限君主制と云ふのであります。併し其言葉を日本の學者はもつとよい言葉を使つて立憲君主制と譯したのであります。即ち其意味は君主の權限、權能、統治權は制限されて居るのである。其行使の形式に於ては制限されて居る。即ち立憲君主制と云ふ言葉が生じたので我日本帝國は此憲法の明文に依つて立憲君主制であると言へるのであります。で此立憲政治と云ふもの、歴史を申上ければ非常に長くなりますから其處までは立入りませぬが昔は此君主と云ふものは何處の國でも專制政治であつたのである。憲法と云ふものは無かつたのであります。併乍ら是は幾多の變遷を経てさうして何處の國

にも憲法が布かれて憲法が生れる前から憲法に等しき國法が出来て君主の統治權の制限を致しました。さうして立憲政治と云ふものが生れて來たのであります。即ち此近代の國家に於ては君主は獨斷意志を以て政治を行はないで國民の意志を取入れて政治をする。此處に至つて或は民主政治と云ふ言葉が生れ或は民本政治と云ふ言葉が生れて來たのであります。要するに立憲政治の裏には之を權の兩面だとすれば立憲政治の裏には所謂國民政治と云ふか民本政治と云ふか民主政治と云ふか、左様な言葉が生じて來たのであります。是は即ち此立憲政治の解釋でございます。更に一步進めて申しますと只今憲法政治と云ふ事を最初に申しましたが今日も一般に憲法政治、憲政と云ふ言葉を使つて居ります。其立憲政治と云ふものは左様な天皇の主權がどうの斯うのと云ふ問題では無いのであります。只今我々の目に觸れ耳に入る所の憲政と云ふ言葉は今のやうな天皇の主權に關する立憲政治の意義の争ひではなく、もつと通俗に今日の政治の上にて此立憲政治と云ふ言葉が使はれて居る。そこで通俗の意味に於ける立憲政治とは如何と云ふ事をこれから申上げやうと思ふのであります。只今までの立憲政治と云ふ事の枠を着た所の意味であり又正面の意味であります。今日普通用ひられて居る立憲政治と云ふものはもう一段下つた本當の政治の運用に於てどんな意味

のものであるかと云ふ事をこれから申上げたいと思ふのである。そこで普通の意味の立憲政治と云ふのは如何なる政治を云ふのであるかと云へば之を一言にして申せば、最も簡単に最も易く申せば立憲政治と云ふものは議會を中心とする政治である。是は世界共通の定義であつて間違ひなき所である。立憲政治、憲政即ち議會を中心とする政治なり。これで盡きて居ると思ふのであります。然らば議會を中心とする政治とは如何なるものであるか、如何に政治を行ふ事が議會を中心とする政治であるかと云ふ事に移らうと思ふのであります。何故私が此憲政は議會を中心とする政治なりと申すかと云へば我日本の憲法第五條には斯様な事が書いてある「天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ」とあります。冒頭に私は天皇は憲法の條規により統治權を行使すると云ふ事を申しました。是は即ち其一例であります。天皇の立法權と云ふものは無條件では發露しないのであります。帝國議會の協賛を経ると云ふ事が條件である。帝國議會の協賛を以て立法を行ふと云ふので協賛なしには立法權を行ふ事は出来ないのである。で斯くの如く天皇の立法權と云ふものは帝國議會の協賛を経て始めて現實に現はれるのであります。で學者の分類によれば此主權と云ふものは別れて三つある。即ち立法權、行政權、司法權の三權と云ふものは古い時代から認められて居る分け方

であります。此立法行政司法三權に於て最も重大な最も力の強い權能は立法權であると云ふ事もよくどくしく申上げる迄もない事でありませう。行政は即ち其法律を取行ふ所のものであります。又司法は其法を司る所である。然らば其根元である所の法を作る即ち立法權が三權の中で最も重要であると云ふ事は他言を要しないのである。天皇は立法行政司法の三權を悉く總攬されて居るのであります。が其中の立法權に就ては帝國議會の協賛を経ねばならぬのであります。茲に於て三權の中で最も重要である立法權の協賛權を有つて居るのは帝國議會である。而して此前提に於て誤りなしとすれば三權の中で最も重要である立法權の協賛に參與する帝國議會の地位と云ふものは極めて重大である。云ふ事は申す迄も無い事でありませう。茲に至つて私は立憲政治の中心は議會にありと云ふのであります。是は第一の理由であつて、これから更に議會が中心であると云ふ事の理由を述べます。が第一の理由としては最も重要な立法權の協賛に參與する所の帝國議會が政治の中心であると斯う申すのであります。そこで憲法政治、立憲政治、憲政と云ふものを普通は議會政治又代議政治と言つて居りますが是は皆同義であります。只筆の文で色々の文字を使つて居ります。要するに議會政治と言ひ代議政治と言ひ若くは議員政治と云ふのは即ち立憲政治と云ふ事でありませう。

即ち議會を中心とする政治と云ふのが根本なのでありましてそれに向つて斯様な色々な名前を附けたのであります。そこで此帝國議會と云ふものは立法に參與すると言ふ事は只今くどくしく申上けましたが更に議會が政治の中心であると言ふ事を證據立てる爲に第二の場合に移ります。其場合は何かと云へば議會は單り立法權に參與するのみならず、是は法文の明文に従つて參與するのであります。更に實際の場合を申すと事實上帝國議會は日本の政治をも行ふと云ふ事が言へるのであります。是は法律論と申すよりは事實論であります。併乍ら事實論と致しますれば日本の帝國議會は専ら日本の議會に付いて申して居りますが此帝國議會は單り立法權に參與するのみならず實際に於ては事實上政治を行ふ力を有つて居ると云ふ事を言ひたいのであります。即ち一口に云へば政治も行ふと斯う云ふのであります。それは決して憲法の明文によつたものでも何でも無いのであります。そこで私が冒頭に於て立憲政治と云ふもの、解釋は憲法の精神に準據して其解釋によつて常識の上に立つ政治と申しましたのがそこなのであります。是は日本の議會が殆ど實際の政治に當つて居る。參與して居ると云ふ事は法の明文から來たのでなくして事實上の話である。即ち其解釋が來て常識の上に立つて居るのであります。何故左様な事を申すかと云へば之を最も簡単に申せば

議會は事實上其時の内閣の死命を制して居るのである。内閣の死命は帝國議會に依つて制せられて居るのであります。内閣が存續して行くも倒れるのも其鍵は實に議會の手にあるのであります。即ち議會の向背によつて内閣と云ふものは或は立ち或は倒れる、内閣の運命は全く帝國議會の手に依つて握られて居るのであります。左様な現状であるのであります。是は更にもう少し詳しく説明致しますれば斯様です、帝國議會が内閣の死命を其手に握つて居るとすれば之れ即ち議會政治と云ふ以外には何等の言葉を以てする事は出來ないのであります。即ち此立憲政治と云ふものは議會政治であると言ふ所以なのであります。そこで私は然らば帝國議會が内閣の死命を制すると云ふ事は法律的に肯定せらるべきものであるか、言ひ換れば帝國議會が内閣を立たせ或は倒すと云ふ事は法律的に肯定せらるべき事であるが、左様な事は憲法の明文に現はれて居るものであるかないか斯う言つた方が宜らうと思ふ。むつかしく言へば斯様な事は：議會が内閣の死命權を握つて居ると云ふやうな事は法律的に見て肯定される事であるかどうかと云ふ事を考へて見たいと思ふのであります。之は嚴格な立場から見ると私は法律的には肯定せられないと思ふ法律的に議會と云ふものは何等の權限が無いのであります。議會が内閣を起すとか倒すとか云ふ事は法律的には何等の權能が無



いと斷言するのであります。併しそれをやつたからと言つて違法では無い。併し左様な権能は國家の法律によつて議會には賦與されて居らないのであります。法律案を審議し豫算案を審議する権能は帝國議會にある。従つて之を議決し否決すると云ふ事は其権能による行動であります。内閣を倒したり内閣を拵へ上げたりすると云ふ事は法律的には議會に何等の権能が無いのであります。是は明文の上から申上げる事が出来る。試に我憲法第十條を御覽になると云ふと斯様な事が書いてある。「天皇ハ行政各部ノ官制及文武官ノ俸給ヲ定メ及文武官ヲ任免ス」とあります。即ち日本の天皇陛下は下高等官何等より上は親任官の大臣元帥に至るまで任免するの権限を有つて居られるのであります。内閣を組織する所の最高文官たる國務大臣は天皇陛下御一人が任命し又之を免する権能を有つて居られるのであります。如何なる機關も何人も左様な権能を有たないのであります。従つて我天皇陛下は何人でも國務大臣に任命する事も出来れば又何時でも退職させる事が出来るのであります。是は憲法の條章に炳乎として明かである。かるが故に此點から申して此帝國議會が内閣を倒す、即ち大臣を退かせると云ふが如き権能は毛頭ないのであります。又第十五條には「國務大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其責ニ任ズ」とあります。國務大臣は天皇を輔弼奉つて而し

て其責に任ず、即ち天皇を輔弼して國務に對して一切の責任を負ふのであります。此文言に帝國議會に對して責を負ふと云ふやうな事は無いのであります。此處は皆様にも御注意を願ひたい。日本の憲法が出来まして以來是は常に議論になつて居り今日でも議論になつて居るのであります。それは議會無責任論と云ふ事であり。内閣は議會に對して責任が無いと云ふ議論といや責任があると云ふ議論があるのであります。私が只今述べた意見文によれば問題は無いやうであります。即ち帝國議會に對して内閣は責任が無いのである。帝國議會が何としようといや内閣は内閣であると云つて進んで行く権能はあります。併しそれは私が斯様に申したから左様な結論が出たのであります。併し今日まで普通一般によく争ひになつて居るのは内閣は議會に對して責任を負はなければならぬと云ふ責任論者と、いや一切責任は無いと云ふ議論が屢々行はれて皆様もお聞きになつて居る事と思ひますが、何故斯様な簡単な事が……私が只今引きました憲法の條章によれば内閣と云ふものは帝國議會に對して責任は無いと云ふ事は殆ど議論の餘地は無いと思はれますが……左様な簡単な事が何故争の種になつて居るかと思へば實は實際論と法理論と混同した結果である。法理と實際を混同して議論をしてゐた爲に左様な混亂を生じたので法理と實際と云ふものを別にし

て論ずれば決して左様な混亂は生じないと思ふ。そこで私は先づ最初に只今の如く法理的に見て内閣は帝國議會に對して何等の責任はない。只上御一人に對して責任あるのみだと斷言したのであります。併乍らそれでは立憲政治の講義の固りでありまして更に進んで實際論より見なければ憲法政治の内容と云ふものは備らないのであります。そこで實際はどうかと云ふと若し今のやうな議論であれば帝國議會が政治の中心である。議會政治と云ふやうな事は云へないのであります。併乍ら實際の場合を見ると……そこで實際論に入りますが……内閣諸大臣は天皇の委任を受けて國政の衝に當つて居るのであります。即ち此内閣は天皇を輔弼し奉つて國務を執り行ふのである。陛下の御委任を受けて政治をして居るのであります。そこで最も手取り早く申すと憲法の第三十七條に「總テ法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經ルヲ要ス」とあります。之は先程引例致しました憲法第五條の「天皇ハ帝國議會ノ協賛ヲ以テ立法權ヲ行フ」と云ふ事と殆ど同じ事を他の言葉で以て言つたのであります。そこで此内閣が一國の政治をする上に最も肝腎なのは先づ豫算案と云ふものを作らなければならぬ。又法律を作らなければならぬ。予算と法律を作る事が出来なければ其國の政治をする事が出来ないのは明白であります。然るに總ての法律は帝國議會の協賛を経なければならぬと云ふ事に

なりますれば此内閣で法律案を提出して議會が協賛をしなかつた場合はどうでありませう。之もくどくしく申上げる迄も無い。内閣は手も足も出ないのである政治をする事は出来ないのである。是は實際の場合であります。斯くの如く若し内閣の施設にして帝國議會に於て否決されてしまへば其内閣は實際の國務を進捗する事が出来ないのであります。茲に於て内閣は天皇を輔弼し奉る事が出来なくなる、即ち第五十五條の如く國務大臣は天皇を輔弼すると云ふ事が明かに書いてあるのに、此内閣は天皇陛下の御委任を受けて政治を行ふ上に於て其根本となるべき法律を作つても議會が首を振り豫算案を出しても議會で一蹴されてしまへば御委任の趣意に報ずる事が出来ないのである。天皇を輔弼し奉る事が出来ないのである。そこで憲法の條文に反する事になるのであります。茲に於て此内閣は天皇を輔弼し奉る事が出来ないのであるから其責任に任ずる外はない。そこで其責を引いて辭職する以外にはないのである。即ち内閣總辭職と云ふ事は斯様な場合に於て起るのであります。私は只今の如く法理と實際の兩方の場合から申しました。内閣は議會で法律案豫算案を否決されてもそれが爲に辭職をしなければならぬと云ふ法律上の理由は毛頭ないのである。法律的に言へば議會に對して全く無責任である。併し乍ら實際の方面を見れば政治を行ふ事が出来な

いさうして天皇を輔弼し奉る事が出来ない。かるが故に責を引かなければならぬ。即ち法律的に帝國議會は内閣を倒したり起したりする権能は無いが實際に於ては斯様な場合があるから斯様な力がある云ふ事になるのであります。然も其力は直接に法律の明文には書き現はして無いが最初私が申上げた通り憲法の條章を解釋すれば左様な事になる。天皇を輔弼し其責に任ずと云ふ事を解釋して行けばどうしても内閣は帝國議會に背かれ、ば辭職せねばならぬ事になるのであります。でありますから法理と實際とを別々に云へば極めて明かであるが之を混同すると所謂内閣は議會に對して責任があるとか無いとかと云ふ議論が起つて來るのであります。左様に混亂した議論が屢々行はれるのであります之には實際は理由がある。其場合々々に於て左様に法律的には権能が無いのでありますからして内閣は居坐らうと思へば居坐る事も出来る。實際問題は其時其場合に於て法理に當りて見なければ分らぬのであります。悉くの法律案、悉くの豫算案を議會によつて否決され、ば問題は無いのであります。或法案、例へば豫算案は成立した。又或法律案も議會の協賛を経た。併乍ら或る他の法律案が議會に於て否決の運命にあつた。此場合に此法律案を否決されて内閣が居坐つて居るのは怪しからぬ。之を否決されるやうならば内閣は辭職しなければならぬと云ふ

場合から内閣が議會に責任がある或は無いと云ふ議論が起るのであります。之を要するに一國の内閣が其國務を完全に行つて行く事が出来ないやうな關係が議會との間に起つて來れば内閣は最早や天皇を輔弼する事は出来ないから實際は其責に任じて辭職しなければならぬと云ふのが法理に叶ひ實狀に合つたる所の最も妥當なる見解であらうと考へるのであります。之に就ては少しく私は沿革のやうな事を申上げて伊藤公爵の御苦心を顧みたいと考へるのであります。只今私は憲法を眞正面から解釋し又其解釋の上に立つ常識によつて法理實際兩方面から立憲政治の内容に關する私の卑見を申上げましたが伊藤公爵は如何なる意志によりて今日の憲法の草案を作られたか、御承知の如く我憲法は専ら伊藤公爵が其草案を作る上に盡されたのであります。伊藤公爵の憲法と云つても通俗的には差支なき程伊藤公爵が心身をこめて此爲に外遊され幾多の憲法學者の意見を敵いて作り上げたのであります。そこで伊藤公爵は此憲法を作られる前にどう云ふお考であつたか、是は伊藤公爵のお話も其當時に傳へられて居りますが最も明かなのは憲法義解を御覽になれば直ぐ分る伊藤公自ら筆を執つて憲法義解を残された。即ち憲法の起草者である伊藤公自身が憲法の解釋の書物を公にされたのである。それが今日残つて居る憲法義解であります。伊藤公爵の眞意を忖度致

しますると伊藤公は所謂議會政治と云ふものは避けたかつたのである。帝國議會が政治の中心になると云ふ事は實際は避けたかつたやうであります。現に此憲法義解の中にも立派に、内閣は上御一人に對して責任を負ふが帝國議會に對しては何等の責任を負はないと云ふ事を明白に書いて居られます。伊藤公爵は此趣旨を以て實は憲法を作られたのである。併乍ら年移り世變り此憲法の解釋の結果は今日ではどうしても只今申上げた如く議會政治になつてしまつたのである。當時の政情を見ますると云ふと日本の國民一般の文化と云ふものは甚だ幼稚であり又教育も普及して居らない。政治は藩閥の間に自由にされこれに向つて板垣退助等が現はれて民権論を主張した時代でありまして極めて政界は混沌としてゐたのである。伊藤公爵、其他の人々は斯様な場合に若し帝國議會に實際の政治の中心を移すやうな憲法を作つてはどんな事をするから分らない日本の政治と云ふものはどんな風になるか分らないと非常に心配され、丁度今日ロシアの過激主義が何れの國でも恐れられて居るやうな気分であつたのであります。それは佛蘭西の革命、又英國に於ける非常な民衆的運動の勃興で政界は爲に混亂して居つた。海外に於ける政界は所謂民衆運動と從來の保守思想の衝突で渦巻いて居つたのであります。之を見た伊藤公は日本は左様な渦中には入れたくないと云ふ頭をもつ

て居られたのでありますから獨逸に参りまして有名な學者のスタインと云ふ人に伊藤公は最も腹を打明けて日本の憲法起草の相談を致したのである。ところが獨逸は當時、大戦迄はさうでありましたが……、立憲君主政治と云ふのではないのである。表向丈は立憲君主政治であるが實際は獨逸位專制君主制の處はなかつた。事實上は先程の大戦で没落を致した獨逸のカイゼル、ウイルヘルムは殆んど獨裁君主でありまして自分が大臣を搜し廻つてさうして内閣を造つた。議會が其内閣に對して反對しようとしまいとそんな事は眼中に置かず殆ど獨逸の内閣は君主の内閣であるやうな工合であつた。併乍ら獨逸には其政治のやり方が一番適したのであります。獨逸は普佛戰爭以後に勃興した新國でありまして、その時聯邦が出来上つたところの新しい國であつた。それ故議會政治の如き手間どる政治をして居つては到底先進國に追つて來ないやうな状態にあつたので獨逸の君主は明君も出ましたが常に專制君主制的政治をやつて來たのであります。それは最も國情に適して獨逸の國運と云ふものは隆々と上つたのであります。其處へ伊藤公爵が行つて其獨逸に於ける憲法學者の雄であるスタインから色々講義を聞くと云ふと議會政治と云ふものは甚だ危険な政治である。又迂遠な廻りくどい政治であると云ふ事を非常に説かれて伊藤公爵は其當時の日本に於ける政界の

情況を考へて是は矢張り議會中心の政治は宜しくないと云ふ頭で此憲法を作つたのであります。併乍ら憲法の明文の中には直接左様な事は一つも書いて居らず極めて淡々と書いて來たのであります。併し其淡々たる中に憲法的には内閣は議會に對して何の責任も無いと云ふ事を主にして斯様な憲法を作られたのでありますから憲法の解釋から申せば内閣は議會に對して何等責任は無いと云ふ結論になるやうな憲法を作られたのであります。實際に於ては今日のやうな實情になつて來た。それでありますからして日本に内閣制が出來た明治十八年以來、伊藤公が始めて内閣總理大臣と云ふ官職を帯びられて内閣を作られたのであります。其當時と云ふものは議會無責任論一點張でありまして議會に對して責任が無いと云ふ憲法の法的解釋を楯にとつて内閣と云ふものは議會に依つて死命を制せられて居らなかつたのであります。これは皆様の中では随分御記憶の方も多しと思ふのであります。最近までの内閣と云ふものは議會の多數少數に依つて運命は決せられなかつた。或は伊藤公或は山縣公或は松方公が出來たと云ふが如き内閣の起伏がありました。それが所謂藩閥の間の争ひで或は薩派が立ち或は長派が立つと云ふやうな事で主に薩長を中心にして所謂藩閥の争ひの結果内閣が立ち或は倒れたのであります。が議會の爲に内閣が倒れたと云ふ事は極く近頃になる迄

はなかつたのであります。即ち内閣と云ふものは議會から超然として銘々の理由によつて或は立ち或は倒れて來たのであります。超然内閣と云ふ事が最近までございましたが超然内閣と云ふ事は議會に對して責任が無いと云ふ主義であります。何時頃から斯様な言葉が出來たかよく記憶致しませぬが超然として議會に關係をしないと云ふ内閣、即ち議會に對しては責任が無いと云ふ意味なのであります。即ち其文字通りの超然内閣がこゝ二十年前頃までは立派にあつた。然らば何故左様な事が當時行はれて今は行はれないかと云ふ事になつて來る。其當時議會は常に内閣と争つて來ました。内閣と議會との争ひと云ふものは初期議會以來、これも皆様の御承知の通りであるが、それにも拘らず内閣は其荒浪を突切つて超然としてやて來たと云ふ事は、其根本に於て此憲法の法理論即ち内閣は天皇にのみ責任があつて議會には責任が無いと云ふ一つの強い法理的理由を持つて居た事にもよります。併し又實際に立入つて見れば随分此議會を種々なる方面……そこまで立入る事は好みませぬが……議會操縦をやつて居る。議會操縦の内面史は申しませぬが其操縦の中には、操縦と云ふと語弊がありますが、議會の解散といふ事があります。議會を解散して議員を苦しめると云ふやうな武器を用ひて當時やつて來たのであります。さう云ふやうな工合で何とか彼とかがして超然として内

閣が立つて来たのでありますが近年になつては實際の上にて私に於て私が初めに申したやうな憲法の解釋が自然と行はれて来て只今では内閣と云ふものは議會の多數を得なければどうしても政治を行つて行かれない。解散をすれば他の多數が出て来る。政府が議員を悉く買収して了ふと云ふやうな事も今日では出来なくなつた。昔は多數黨を、單り物質の上でなく名譽とか種々なる物を掲げて議會の多數黨を買収したやうな例もありますが今日では最早や左様な事も出来なくなつた。そこでどうしても此憲法の解釋が自然に行はれて議會の多數が内閣の死命を制するやうになつた。即ち憲政の常道が水の流れる如く今日は自然に行はれねばならなくなつた。試に今回の政變を見ますると政友會内閣の立つた事を憲政の常道であると申して居ります。何が故に憲政の常道であるかと云へば之も既に只今までの説明で明かであると思ひまするが之に就て多少興味的にお話する事があります。西園寺公は只今唯一の元老であります。國家の元勳の名譽を受けて居られますが西園寺公は非常に所謂憲政の常道と云ふ事を念とせられて居ると云ふ事を我々は近親の方々から聞いて居る。憲政の常道以外には無い、斯う云ふ事を常に言はれて居りますが、今日此内閣の倒れたるやうな場合、即ち政變の場合に陛下が御相談になる相手は西園寺公一人であります。西園寺公の奏請に依つて大命

は何人に降るか決するやうな状態に今日はあるのでありますから西園寺公の責任は極めて重大である。そこで西園寺公は斯様な事を申されて居るさうであります。自分は政變の場合に陛下から御下問を受けた時、自分の去就を決する、又判断をする只一つの規矩となるべきものは憲政の常道に則ると云ふ以外には何物もない。自分の私情を挟み若くは愛憎の念等は無論混ぜる事はしない積りである。然らば何によつて判断するか、彼は固人的に偉いとか或は固人的に才能あるとか云ふやうな事を標準として大命の降下さるべき人を選ぶと云ふやうな事では實に危険である。であるから憲政の常道の上を進んで行く以外には何物も無い、と云ふ事を云はれて居るさうであります。斯くの如く憲政の常道と云ふ事が今日は左様な場合に尺度として使はれるのであります。西園寺公が過去數年陛下より御下問に接した場合に何時でも奉答された事は常に憲政の常道によつて居ります事も皆様が御承知の事と思ひますが、それにも拘らず世間では色々な評判をする、色々な想像を逞しうして、例へば今日の場合でも政友會總裁の田中男爵に大命が下るのは當然であるのに或は山本説があり或は床次説があつた。又此前三派聯合内閣が倒れた時に大命が故加藤伯爵に下つたが其場合も誰に下るか云ふ事は非常に世間の噂の種になり揣摩臆測の目的になつたのであります。此兩方

の場合を考へましても所謂憲政の常道と云ふ事から申せばあの當時加藤伯に降り今回田中男に下つたのは誠に當然であらうと思ふ。世間には政友會の好きな人もあり嫌ひな人もある、種々な考へを有つた人もありますが、順當に行けば議會政治と云ふ一つの大きな精神からいへば今更中間内閣を造るか若くは極めて少数の黨派である首領を擧げると云ふやうな事は出来難い事である。左様なものを造つても議會が直ぐ明日でも壊す事が出来る。内閣を造つて又議會の力ですぐ壊すと云ふ事をしたら政界の安定はつかないのである。故に議會政治の趣意から云へばどうしても今回の如き奏請をされる以外に無いと考へる。是は餘談であります。所謂憲政の常道論から其一例を皆様のお聞きにいられた次第であります。

其處で此議會政治と云ふものから更に私は政黨政治と云ふ言葉を少しくお話しして見たいと思ふ。政黨政治と云ふ言葉も之又極めて人口に膾炙して居つて皆様御承知の事ではありますが政黨政治とは何かと云ふ事でもあります。政黨政治と云ふのは之又議會政治の別語、同意義であります。議會政治之を半面から見れば政黨政治であります。是は政治の中心が議會に存する限り政黨と云ふものが興ると云ふ事は之又當然の結果なのであります。之も亦法理的に申せば憲法の第四十七條に「兩院ノ

議事ハ過半数ヲ以テ決ス」と書いてある。即ち多数を以て決する多数政治であります。議會の議事の議論の内容の價値ではなくして數に依つて決する。悪い議論でも多数であれば通る、悪くても通る。即ち多数に依つて決すると云ふ事が憲法の條章に明かにある限り即ち多数政治である。茲に於て多数と云ふものが必要になつて來るのであります。多數を得る爲にはそれだけの準備がなければならぬ。茲に於て政黨と云ふものが起つて來るのであります。其政黨と云ふものの興る事も議會中心主義の當然の歸結であります。茲に於て議會政治は又言葉を換へて言へば政黨政治となるのであります。そこで此政黨の事に關して一寸申上げますが、私は午後尚ほ講演を續けますが午前は所謂總論を致しまして午後は各論を致し主として憲法政治の實際の運用に當つてどう云ふやうな事をして宜いか、又外國、主として議會の模範國と云はれる英國の事情はどうであるかと云ふやうな事を極めて通俗的にお話をしようと思ふのであります。政黨と云ふものは、近頃政黨の疲弊と云ふ政黨に關して大體論を申上げたいと思ふのであります。政黨と云ふものは、近頃政黨の疲弊と云ふやうな事が非常に唱へられて誠に政黨の信望がなくなつてしまつて如何にも政黨と云ふものは悪いものであるやうに我々にも感ずるやうになつて居ります。甚だ嘆かましい事ではありますが此議會

政治と云ふものがある限りは政黨と云ふ者が止むを得ないと云ふ事を申上げましたが、是はどうしても致方ないとすれば政黨と云ふ者をよくする外には方法は無いのでありますが、此政黨と云ふものは一體何であるかと云へば是は所謂議會の多數決から起つて來た所の一つの結果に過ぎないのであります。此政黨の使命は何れにあるかと云へば政黨は政治の研究機關であると國時に同志の團結であつて一國の政治に當るべき抱負と訓練とを備へて居るところの團體が政黨であります。一國の政治と云ふものは極めて複雑であります。帝國議會に上程される所の種々なる法案、豫算案は勿論の事、他の法案と云ふものも極めて複雑又極めて専門の智識を要するものでありまして政治と云ふものは却々簡單では無いのであります。地方に於て名望あり或は運動費を澤山使つた爲に一國の議政壇上に突如として出て却々一國の政治と云ふものは左様に分るものには無いのであります。そうして見れば左様にむづかしい、種々なる問題を含んで居る政治を議する上に於て何等かの用意が無ければならぬ。そこで或る同志の人々が團結を造つて先づ政黨の使命として政治の研究をする。政治問題の研究をしてそれ／＼智識を備へると謂ふ事が政黨の使命の最重要なるものであります。之と同時に此政黨と云ふものは何時でも一國の政治に打突つて此政治を立派にやつて行くと云ふ抱

負と經綸を持たなければならぬ。又それが爲には訓練を持たなければならぬのであります。でありますからして此議會政治と云ふものを立派に行つて行く上にはどうしても議會を立派なものにしなければならぬ。議會を立派なものにする爲には其内容を造る所の政黨を立派なものにしなければならぬと云ふ當然の結論が來るのであります。今日の政黨は付いては、諸君は無論宗教家であられるので俗政治と云ふ事に就ては何等の御關係が無いのであります。此日本の政黨は如何にせば宜しかか、又どう云ふ状態にあるかと云ふ事は我々は日本國民の一人として平常考へて置かなければならぬ。宗教家諸君に於ても現實の俗政治に御干與になる事は必要ではありませぬが大きな眼で政黨の動作と云ふものを見て居られると云ふ事は私は國民としての義務では無からうかと考へるのであります。かるが故に政黨に就ては午後多少申上げたいと思ふのであります。第一回の講演に就てはまだ申上げたい事も澤山あるのであります。實は私は甚だ不明で、今日の講習會は先づ精々百人位のお集りであると考へて居りました。何等豫備智識が無く従つて斯様な大きな聲をしなくても、もつと學校の講義風に細かくお話しして行く心算で用意をして來たのであります。ところが演壇に立つて斯様に多數の方々に面しますると、どうしても大きな聲をして……内容を餘り講義的にお話をし



て居つては聲が徹底しませぬと考へまして極めて骨丈を申上げたのであります。従つて未だ二時間の時間にはならないのであります。私は之で第一回の講演を終りたいと考へます。若し之が小さな部屋でありましたならば私の今述べました講演の節々に、もつと色々な細かい話がついて居るのであります。斯様な大きな所では迎もそこまで申述べる事は出来ないであります。私の聲力が續かないので甚だ無味淡白な話でありまして又時間のお約束を充さないと思ふお恥しい次第であります。骨丈で御勘辨を願ひたいと存じます。(拍手喝采)

## 二

午前の講演に於きまして私は此憲法政治の内容に就てお話を致しましたが、これからは少しく實際の場合を考へまして、此議會政治と云ふものは斯う云ふ風でなければならぬ、或は此議會政治の模範的である英國邊りでは、斯う云ふ場合には斯うして居ると云ふ様な事を甚だ雑駁であります。が、雑談的に、断片的にお話をしたいと思ひます。即ち私が各論と稱した所以であります。

議會政治の大體の法理實際は先程申した様であります。一體此議會政治、所謂憲法政治であります。が、議會政治と云ふものは宜いものであるか、悪いものであるかと云ふ事を考へてみたいと思

います。是も歴史によれば色々な話もありますが、要するに只今迄の所では、各國の政治家が色々やつて來まして、實際に國家の政治に直面して此處に落付いたのであります。只今の所では先づ議會政治は止むを得ざる政治と云ふ事になつて居ります。

で日本に於て我々が此議會政治と云ふものには實際は満足をして居りません、恐らく皆さんも此日本の議會の様子も、政界の状況等を傳聞されまして、必ずや御不満の點が多いと思ひます。私も此議會政治と云ふもの、價値を多少疑つて居ります。然乍ら此議會政治と云ふものは只今申しました通り今日迄國家と國民との間に生じた妥協でありまして止むを得ざる政治の様式であると云ふ事を申しましたが、是を世界の學者に聞けば、試みに政治學者、憲法學者の著書に依つて見ますれば、少なく共二十世紀の初頭に於ては議會政治、憲法政治、即ちコンスチヨナリズム、が最善の政治であると云ふ事に一致致して居ります。如何なる教科書を見ましても、コンスチヨナリズム、議會政治と云ふものは今日の此政治の様式に於ては最善のものであると申して居ります。私は此説の當否を立ち入つて論じは致しませんが、最善の様式であるか否かと云ふよりも、私は止むを得ざる政治様式であると考へる。國家の権力者と國民との政治關係に於て一つの妥協の形式が即ち議會

政治である、然りとすれば是は止むを得ざる様式である。最善であるとか、最悪であるとか云ふ事は別として、止むを得ざる政治様式と考へて居るのであります。即ち午前のお話で御承知の如く君主政體でありまして共和政體でありましても國民の聲に聞かなければ政治と云ふものは今日では到底圓滿には行はれないのであります。昔の如く知らしむべからず、依らしむべしと云ふ政治様式では文化の進んで来た今日國民は決して承知致さないだらう、野蠻國以外の國民は、必ず政治に参加の權を要求するのは申す迄も無いのであります。言ひ換へれば治める者の發言なしに治める事は出來ないのであります。

即ち政治は承諾を得て行ふ、と云ふ形式でなければ到底圓滿には行はれない。斯くの如く國民が政治に干渉する事になれば、國民全體が政治に参加する事は出來ず、即ち代表者、議會と云ふ様な代表した者が出来る、議會と君主の對立、協力に依つて政治が行はれる、即ち議會政治である、即ち止むを得ざる様式であります。

處が最近になりました、是は二十世紀の初頭以來、議會政治は最善なる政治様式である、最早其他には政治の様式を考へない様になつた程、普遍的の思想になつて居りますが、若し一步我々が哲

學的に考へますと議會政治と云ふものは現在日本では餘り成功して居らぬ様であります。餘り立ち入つていひたくはありませんが、余り感心されて居らない、議會政治が只今でこそ止むを得ざる政治であると云ふが更に他に、止むを得ざる政治の中にもつと宜い政治はないかと今後の人々は考へやアしないか、今日迄は議會政治は無條件に肯定されましたが、今後は議會政治が日本のみならず、各國でも其傾向を示しつゝある様な徴候が現はれたら議會政治の外に他にもつと宜い政治の法は無いかと云ふ事を今後の人が考へる時代が來ないとも限らるのであります。現在に於て既に此議會政治と云ふものは昔程尊重されて居らん、無條件に肯定されて居らない事實が既にヨーロッパにも起りつゝあるのであります。例へば伊太利の如きは議會があり、乍然現在の伊太利は議會政治と云ふよりも專制政治に近いのであります。幸ひにして——幸ひと云ふのであらうと思ひますが——今の伊太利の總理大臣であるムツソリニと云ふ人は非常に英雄である、現在のナポレオンと云はれる人でありますが、此英傑が現はれて、此議會の權力を非常に縮少致しました、さうしてムツソリニの政治は余り議會の掣肘を許さないで、專制に近い政治を行ふて居ります。然も其成績は非常に好いのであります。其他の國でも此議會政治には大分人心が倦怠を來して居ります。

伊太利の如きは最も其顯著な例で專制的な——專制とは申さないが——政治が行はれて居ります。是は今のムツソリニーと云ふ豪傑の政治である爲に好いのでありますが、若し其れが暗愚な人であるか若しくは國家を本當に思はない私情にかられる人ならば專制政治の弊害は更に大なるものでありませうが、今ムツソリニーと云ふ人は立派に政治をやつて居る、だからして抽象的に申せば、議會政治と云ふものは今申し上げました通り妥協でありまして、若し英雄豪傑が本當に現はれ、ば其英雄豪傑に全權を與へて、其專制の元に居る方が國民としても幸福であり國家としても利益ではなからうかと思ふ。只此場合は英雄豪傑と云ふ事を條件として居ります。ドンダリの背比べならば代議政治以外にないのでありますが、若し此處に英傑が現はれたならば私等もさう云ふ人に其專制政治をやつて貰ひたいと思ひます。只其人を得る事が難かしく、又其人を發見する事が難しいのであります。若し一國が非常な場合に際會すれば左様な人物が現はれて來る。

是は余談になりますが、只今の伊太利のムツソリニーと云ふ人の出現の如きは洵に小説的であり劇的であつたのでありますが、國家多事の場合でなければ現はれないと思ふ、ムツソリニーと云ふ人は未だ年は比較的若いですが、五十歳にはならんが、彼は歐洲大戰によつて現はれたのでありま

す。今世界の評論家が申すには歐洲戰爭の産物は色々ある、其中で人事方面の事を云ふと歐洲戰爭に依つて二人の英傑が現はれた一人は露國のレーニンである、他の一人は伊太利のムツソリニーである。是は殆んど異論が無い様であります。世界戰爭に依つて今迄土の中にあつたものが光り出したのであります。確かにレーニン、ムツソリニーは世界の大波瀾が起らなかつたら恐らく埋没したのであります。所謂男子風雲を得て現はれて來たのであります。其ムツソリニーは貧家に生れまして鍛冶工の子供で、社會主義である。彼の出發點は社會主義であつた、極端な社會主義論者であつた、未だ若い時分二十代で社會主義の爲め國外に放逐せられて居つた、其社會主義者、従つて非國家主義者であつたムツソリニーは伊太利の危急に際會して彼の愛國心は燃えて、非常な愛國者になつたのであります。さうして彼は此戰爭の時に郷里に歸へりまして一義勇兵卒として、伊太利軍に従つて、而して各地に轉戦、而も二度も負傷をして後方に送られたのであります。而して戰爭が濟んだ後の伊太利と云ふものは非常な悲境であつた是も御承知と思ひますから委しく申しませんが、戰爭の爲に非常な損害を受けまして、伊太利の社會は社會主義跋扈の時代になつたのであります、戰爭が濟むと間もなく、戰爭に出た一勞働者も一貴族の倅も同じに働いたではないか、と云

ふ一つの誇りから、労働者が幅を利かして各地に同盟罷業が起り、反資本主義の暴動が起りまして遂に伊太利の主な都會の大きな工場は労働者の爲に占領せられて、工場管理が行はれたのであります。是は社會主義者が常に唱へて居つた方法を實行したのであります。其工場管理とは労働者が占領して自分は備はれて居るのではない、工場の管理もする經營もすると云ふのが社會主義者の抱負であり、考へてあつたのであります。是が伊太利の混亂に乗じて頭を上げ工場を占領し工場管理を初めて、正に伊太利の社會状態は全く根柢から覆されました、國家も忘れ、又伊太利の皇室と云ふものも忘れた状態であつたのであります。資本家は國外に逃れなければならぬと云ふ非常な社會混亂を呈したのであります。此時にムツソリニーはこんな事では伊太利は自滅の外なしと此處に驟然として起つたのである。黒シャツ黨、即ちフツツシストと云ふ小黨を作つた、自ら首領になつた、労働者の工場管理と云ふ暴舉に對して、暴に報ゆるに暴を以てすると云ふ鐵腕政策を取り出した、是は當否の論は色々あります。色々に非難もありましたが、是は理屈も何もない、力を以てするより他に、此社會状態を救ふ道なしとして労働者の暴に報ゆるに、力を以て當つたのであります。是は最初の中はムツソリニーの名前が知れない爲に、又彼のやり方が暴力に訴へると云ふ點から色

々識者の間には容れられなかつたが彼の愛國の熱情は國民に知られて來た。識者の後援起り、彼の趣旨が一同に賛成せられ遂に労働の徒輩も鳴りを鎮むるに至り、力を以て彼は伊太利の混亂を治めてしまつたのであります。斯くて彼は内閣を取つた、丁度昔日本の戰國時代の様な有様で力を以つて内閣を顛覆してしまつたのであります、然し皇帝は彼に託するに總理大臣たる事を以てした。こゝに於て正式に伊太利の政治を取る事になつた。今でも彼は總理大臣にして、四つ位の大臣を勤めて、睡眠時間は四時間か三時間位ださうです今日の秩序は戰爭前よりも宜くなつたと云ふ話で、伊太利が對外的にも非常に重きをなし、國際關係は戰前よりも我々の見る所では改つて來て居る。重みが大變付いて來た、最近では財政も非常に宜くなつて、海軍の擴張をして國家の權威を發揚する上に於ても手をつけつゝある、是は即ち破壊時代から今や建設時代に入つて居るのである。是は所謂此專制政治、其間にムツソリニーは議會を全く閉めてしまつた事がある。議會無用であると稱して議會を閉鎖してしまつた。其後議會を開いても権限を縮少して議會を骨抜きにしてしまつたのであります。此時に外國の政治學者は随分亂暴だと云ひましたが、彼は是を強行したのであります。其れにもかゝはらず政治の實績は擧つたのであります。

此一例を以て云へば英雄豪傑、眞に英傑が現はれ、ば專制であらうが、立憲であらうが政治は立派に出来るかと云つて居るのであります。で議會政治と云ふものは妥協の政治と云へるのであります。乍然英雄豪傑が今の様な國家の大事な場合には現はれるが、平常はどうも現はれないのである。平時には左様な豪傑が現はれないとすれば、豪傑が現はれないと云ふ前提の下に今日の所では議會政治は致し方が無い様であります。我々の現代の智識ではどうも議會政治と云ふ以外には無い様であります、かるが故に我々は止むを得ざる議會政治を如何にすれば弊害を少なくし、間違ひの無い様にせしめて行くかと云ふ事に國民として心掛ける以外には致し方無いと考へる。其處で我々は此憲政の常道と云ふものを守つて行きたいと云ふ事以外には只今の所では力の致し様もないのであります、其憲政の常道の總論は午前申しましたが、各論としてこれから私はや、現代に囚はれます様であります、此現在の政界、必ずしも今日明日の政治ではありませんが先づ現状と云つて宜しい政界の現状を批評して、憲政の常道を各論的に當て嵌めて行つたらどう云ふ事に成かると云ふ事を申し上げたいと思ふのであります。其處で私は第一に此議會と云ふものに就て申し上げたいと思ひますが、政治の中心が議會にある限りは議會と云ふものは非常な神聖なものでなければなら

ない、又眞剣なものでなければならぬ、然るに日本の議會は如何、私は遺憾乍ら其處迄に至つて居らんと思ふ。是は一つは、實は西洋の議會は長い年の歴史を有する處の臣民の進んで得たる権力である。其権力は君主が多年力を以て渡さなかつたのを臣民が取つたのである、其結晶が議會であります。従つて西洋の國民の議會に對する尊敬心、若しくは信仰と云ふものは我國民の議會に對するのと違ふのであります。恰も親譲りの財産を樂々と貰つた第二代目は餘り金の價値を知りません、浪費もすれば、甚だ安氣であります、自ら額に汗して産を作つたものは必ずや其産を尊しとすると同じで、日本の議會は是は取つた議會ではない、奪ふと云ふと語弊がありますが、維新の先覺者が外國に於ける状態を研究して日本にも置かなければならぬと、所謂上から來た一つの制度であります。従つて國民は左様に有難い様に思つて居らない、是は事實だらうと思ふ。従つて未だに我が國民の議會に對する觀念は西洋國民が議會に對する觀念とは非常に緊張味に於て缺けて居ります、一言にして云へば議會は未だ茶番狂言をして居るのではないかと思はる、ほど自他共に眞價を知らない様に思はれるのであります。

斯くの如く議會と云ふものは政治の中心である限りは何處迄も眞剣でなければならぬ、何處迄

も神聖でなければならぬ、此點から今日に限らず我國の議會を見ますと甚だ遺憾な點が多いのであります例へば此議會の討議を諸君がお聞きになる、新聞紙を通じて御覽になると、議會の討論は如何なる人がして居るか、多くは陣笠の連中がして、首領は演壇に立つて口を開く事は無いのです是が外國に於けるいはゆる奪ひ取つた議會を見ると討論は何時も政府黨にしろ、在野黨にしろ、首領若しくは領袖が前面に立つて眞剣にやつて居ります。日本の議會は總裁が演壇に立つて議論する例はないのであります。たまには領袖株が出る様であります、多くは第二流三流、彼の所謂陣笠流が出て口舌を弄して居る傾きがあります。斯くの如きが果して眞剣の政治を行つて居るのであるか、議會に政治の中心があるといへるか、我々は惑はなければならぬのであります。

それから又議長の問題であります。議長の議會統率ぶりも皆さんも御見聞になつて居りますが我々は實に心外に堪へないのであります。議會に於ける騷擾と云ふものは、是は年中行事と云ふより月行事の様にやつて居ります。是は何處に其原因があるかと申しますと種々の原因があります。試みが、議會を統率して居る議長が日本に於ては未だ其れ丈の位置を得て居らんからであります。試みにマザーオフ、バリアントと云はる、英國の議長の議長はどう云ふ様にされて居るかと申しま

すと、第一英國の議長は内閣の變る度とか若しくは議會に於ける政黨の分野の變つた度に改選されることはありません。例へば今期の議會に保守黨が多數で、其時に議長の選挙が行はれて保守黨から選ばれたとする。數年後に保守黨が少數になつて自由黨が多數になつたとする、かゝる場合でも前に選ばれた保守黨の議長は依然として議長になつて居る。一度議長になりますと政黨には屬しません、此は日本でも一昨年頃、議長は黨派に屬さないと云ふので脱黨をして黨籍から離れましたが、腹の中は少しも脱黨はして居らなかつた様であります。乍然英國の議長は終身官と云つて差支へない、其れが命がなくなるか、自ら辭任を申し出ない限りは一度選んだ議長はたとへ多數少數が變りまして其議長は必ず勤めて行くのであります。又其選挙の場合にも一度多數黨が推選した議長に對しては全會一致で投票する事になつて居ります。争ひ等は致しません、斯くして選ばれた議長は本當に其議會の議長で、政黨を代表する議長ではないのであります。斯様な議長でありますからして議會の討議は……私も屢々議會を傍聴致しましたが……恰も小學校の先生なり、校長さんが小學校の児童に對して小言が宜く利く様に議長の言葉には抗争するものは決して無いのであります致さないのであります。でありますからして、議會が假りに人の演説に對して憤慨の餘り感

情的の言葉を出しても、議長が制すれば是に對して争ふ事はない、之は即ち議長といふ人に對する尊敬と云よりは政治の中心である議會の神聖に對する尊敬から來てゐるのであります。人間の感情性があるから時には問題が紛糾したり、議論が白熱した時は種々なる言語が交換されますが議長が斯う云ふ事を云ふ、只今の誰々の言語は非議會的であるから取消しなさいと云ふ、直ちに取消を命ずる、承知しなければその議員の名を呼んで出席停止を命ずる、是で何らの滞り無く行はれて行くのであります。斯う云ふ様でありますからして議場に於て暴力等は論外の事、此非議會的、所謂非紳士的の言語等が交換される事は藥にしたくもないのであります。

英國の議會議長は斯くの如き権力を持つて居りますが、随分勞苦も多いのであります。英國の議會は午後二時に始つて晚餐を議會で食へて、大概十時から十二時頃迄やつて居るのであります。然も日本の如く三ヶ月や五ヶ月で無く、半年は開かれて居る、議長は何時でも席に就て居る、官舎は議會の直ぐ傍にあつて、委員會が開かれて居る場合にも官舎に居て何時でも議長は正服を着て居るさうしてウィッグと云ふ髪を被つてゐる。左様な服装をして議長席に着いて居りますが、何時でも本會議が開かれれば直ちに議長席に付ける用意をして居る、と云ふ位に其れ丈け勞苦も多いのであ

ります。故に英國の慣例と致しまして議長を一度やると爵を授かる。必ず一平民から子爵を與へられる。猶申し後れましたが英國の議會議長の事を英語ではフアスト、コンモナー、オブ、ゼ、レルム、英帝國第一の平民、議會議長の平民の頭領である。元々此衆議院と云ふものは平民の機關であります、其一番親玉であるからして、英國の平民の第一人者であると云つて居ります。是等も拵へて出來たのでなく英國の議會と云ふものは君主より権力を取つて、國民が參政権を自ら得たのだから斯様に議會を大事にし、頭領を大事にするやうになつたと思ふ。然るに日本の議會では左様な事が行はれて居らない、前申した通り最近議長は黨を脱黨して無色の人となつた筈であります、本當は黨臭紛々であります、そんな事では中々議會政治を運用する上に十分でないと思へる。只今議會の討議に關して首領が眞剣に議論をすると云ふ事を申しましたが、日本の議會は議會政治と云ふ名にふさはしくない第一の證據は、議會に於ける討論の極めて貧弱である事、不眞面目であることであります。

一體議會政治と云ふ事は國家の政治を公明な場所で行ふと云ふ事に過ぎないのであります。従つて此政治のいきさつと云ふものは赤裸々に正直に議會で議論されなければならぬ。それでこそ國民

も政治の真相を解し、政治に對して眞の興味を持ち、理解を持つのであります。乍然今日の如く不眞面目にして、形式的では愈々國民と離れなければならぬ。此最も甚しき例は澤山ありますが其直接の例を引かずに妙な慣例が日本の議會と申すか、内閣と申すか、政界にある例を引きたいと思ふ。其れは皆さんも新聞紙上で御承知でしょうが、豫算内示會といふものが何時の頃からか此日本政界に現はれて來たのであります。例へば今日開會式を行つて居る此臨時議會に提出される日本銀行の非常貸出法案、臺灣銀行融資法案、是は財界救済の法案でありますが、此法案が明日頃議會に上程せられるのであります。此法案は所謂内示會で貴族院の各派の領袖、衆議院の各派の代表者を別々に總理大臣、大藏大臣が招いて内示して居る、密かに見せる、内示してさうして懇談して居る。是を内示會と稱して、只今迄毎年豫算を政府が議會に出す前に貴衆兩院の主立つた者を招致して是に内示をし、其席上で質問を受け、答辯をして居る、此事は私は二三度新聞紙上で論じましたが不幸にして世間の注意を引かなかつたのであります。此議會政治を高調するならば斯様な事は外道であると云ひたいのであります。此れは議會政治を根底から覆へすものである、議會を無にするものであると云ひたいのであります。斯様な事が行はれて居る事は不思議であると思ふ。豫算

内示會は小議會の様なものである、代議士も二十人以上の各派の主な者を集めて總理大臣其他内務大臣、其法案に關係ある大臣が出て一應説明するのであります、それから其豫算案に對して各派の人達が勝手に質問するのであります。眞剣に質問をして居ります。是に對して關係大臣が答辯をして引き下るのであります。是は憲法上に認められたものと云ふと、全然非公式のものである。國民の見聞の外で國事が議せられるのであります。予算内示會に於ける問答は公開せられない、其席上には無論新聞記者は這入れないのであります。無論公式でないから這入るべき筋合ひのものではない、従つて豫算内示會に於ける質問なり説明は、今日新聞紙に傳へられてゐるのは、もれ傳へられるので何人も保證出來ないのであります。斯様に國事を私に議すると云ふ事は、議會政治と全く反對な事をして居る、是が私は非常に悪い事であると思ふのであります。

此起りは實に日露戰爭頃に多智多才の桂公爵が議會で余り騒がれるのは困る、其當時は總理大臣に招かれると云ふ事は群小政治家が喜んだ時代である。總理大臣の官邸に呼んだら幾らか此反對の氣分を緩和する事が出来るだらうと云ふ政畧的には是等と呼んで、何か口述がなければならぬので豫算内示會にして、宜しく頼むと云ふ、一つの政治的策畧に起つたのだらうと思ふ、其れが始めで



あります。桂公が内示會を始め、歴代の内閣總理大臣は皆此れをやつて居ります、どの總理大臣も此豫算内示會をやつて私に國事を議して居ります。公けに世間に發表する事の出来ない會議を開くと云ふ事は私は非常に間違つたことだらうと思ふ。是が又實際の議會政治の運用を妨げるのであります。

此豫算内示會は本當に豫算は知られて居らないので、其一部分は早耳すちの新聞記者に依つて探査されまして、其片鱗が世間にもれる事もありますが、其豫算の内容は其れ迄は全く分らんのであります。だから内示會で出す豫算案は本當に饅頭のふきたての、珍らしいもの、旨さうなもの、此集つた在野在朝黨の領袖が非常な緊張味を持ちて見るのであります。従つて此れに對する説明も新しみが有り、眞劍味もある、大向ふを受けさせる質問でないのだから眞面目な會議をするのであります。だから本當に議會に附議せられた時は其内容は充分に知られて居るし、痛い質問もして答辯もして居るのでありますから、只其れを世間の人に聞へる様に輪をかけて説き、輪をかけて政府が知らせる一つの形式的問答になつて仕舞ふのであります。

斯くの如き形式的問答はする必要はない。議會に於ける豫算案の質問なり答辯に眞劍味が無くなりましてから國民も其問答を聞いて、何だ阿呆らしい、こんな事を應答して居ると云ふので政治に對して國民が興味を持たないのみならず馬鹿々々しさを感じるのであります。一度國民が議會の討論に對して興味を持たないになれば議會は勢ひ墮落せなければならぬ、けれども内閣には都合が宜いから是をやる、又やらなければ議員達が怪しからん内閣だといふに違ひない。結局内閣も代議士も、議會以外に國家の事を議するのは宜くないといふことに心付かぬやうであるから此惡例は恐らくやまないだらうと思ふ。が國民が反對をしたらやめる時があるかと考へる。

次には英國の議員の選舉の事を申し上げたいと思ひますが、其前に申し上げるのは、英國議員は今日でこそ有給ですが、極く近迄は無給であつたのであります。代議士は普通の公職である、名譽職であると云ふ意味に於て一切無給であつたのであります。鐵道旅行も有賃であります。

代議士が國家から受けるものは何か、議會に於て手紙を書く書狀と狀袋丈けが國家から受ける等無給であつたのであります。然しこれには有名なグラッドストーンなどは反對してゐた、成程無給は宜いが、此民衆的の世の中になつて無産階級から代議士を出さなければならぬ時に無給である事は政治を有産階級の手に獨占することになるから宜しくない、と云ふのであつた、多年の反對が最

近になつて容れられて今日は代議士は有給で有ります。然し此代議士の中で有給になつた年には半数以上の代議士は此歳費を受けなかつた、皆國家に返へしました、其當時の統計は記憶して居りませんが、半数位の代議士は斯様なものは受けないと返へしました。昨今ではどうか知れませんが、さう云ふ歴史を持つて居る此代議士が如何にして選舉せられるか、是も餘程此我が國とは違つて居ります。

日本の代議士は多くの場合には自選が多い様に思ふ、自ら買つて出て誠に勇敢の事で、驚歎の外ないが、自ら買つて出て、人から推される事は少ない様に聞いて居りますが、是は一體代議士は自分から買つて出るものか、人から推されるものか、どつちが本當であらうかと云ふ事は論ずる迄も無からうと思ふ。英國の選舉會の様子を見ますと代議士候補者は如何なる團體かに依つて必ず推されて居ります。先づ主として英國は只今は自由黨、保守黨、労働黨に分れて居りますが此機關が決議致しまして人を選ぶのであります。其結果不思議な事には、我が國の代議士と云ふものは多くは其郷土に關係があります。自分の住所なり、自分の故郷である關係から、其自分の關係ある土地から選ばれて居りますが、英國の代議士は其土地と全く關係ない、所謂日本で云ふ輸入候補者が多い

のであります。即ち其政黨の支部なり團體が斯う云ふ人を出したいと云ふので、よそに居る人を連れて來るのでありますから、其場合に郷土的の關係もないから本人も自選の仕様がな、自選處が口がかつて來ると云ふので、他の者が推して居るのであります。

英國では如何なる選舉區へ行つても何時でも次期選舉の候補者を立て、ない事は絶體にないといつてもいい位です。總選舉が行はれて全國の代議士が選舉せられたと云ふと翌日から次期選舉に對する候補者が大概の區では出來ます。今日選舉せられた代議士が次回にも立つと云へば現在議員であると同時に次の選舉の候補者となつて居るのであります。次の議會に出る意志ならば其次の候補者であるといふ様に始終候補者であるのであります。是は何故かと云へば其候補者は政治に對して意見をはかなければならぬ、選舉民の意志を常に考へて、選舉民の意志を代表すると云ふ意味に於て候補者は常に選舉區と關係を續けて行かなければならぬと云ふ點から來たのであります。此選舉民と議員との關係も亦日本に於ける様なものは非常に違ふ様で有ります。例へば我が國の代議士は選舉せられる時は或は甲黨、或は乙黨、或は丙黨として出てゐながら、後日勝手に甲から乙に、乙から丙に移る事が行はれて居ります。最近の新聞を見ますと、何黨から脱黨して何黨に行くと云

ふ事が行はれて居りますが、是等は選舉せられる時は何の黨派から出る、何の黨派の人であるとして出たのでありますが、此人々の一進一退は常に選舉民の承認を得てやつて居るか、甚だ疑はしいと思ふのであります。或政黨の一人として起つた代議士が其反對黨の方に乗換へても選舉民には關係がないと云ふ様な結果になつて居ります。是で果して選舉民の意志を代表する事が出来るでありませうか、甚だ可笑しいと考へる。英國が選舉民と代議士との關係を非常に尊重する例は幾らもありませんが、最も其顯著な例は或は皆さんにも以外に思はれるでせうが、斯う云ふ例があります。現在でも行はれて居ります、古い頃の慣例でありますが、若し代議士が役付きになる、今回の如く政友内閣が出来て何某が文部大臣になる、或は内務大臣になる、政務次官になる、參與官になると云ふ。報酬の件も官職に付いた場合は其某代議士は辭職を致しまして、もう一度選舉區に歸へつて選舉をしなければならぬのであります。是を假りに例を取つて云へば、今の文部大臣である三土忠造君が文部大臣に任命せられたとすると、任命せられると共に代議士を辭職して選舉區に歸へつて選舉をしなければならぬ、其れで當選して初めて文部大臣になるのであります。當選しなく共文部大臣でありますけれ共、英國の閣員は代議士で議會に席がなければ職務を執行する事

が出来ないから、文部大臣になる事が出来なくなつて、結局就職が出来ないのであります。要するに一度官職……俸給の件も官職に就けば其代議士はもう一度選舉をしなければならぬと云ふ事になつて居る。此理屈は何處にあるか、さう云ふ様な手續をする理由は何處にあるかと申しますと自ら選んだ代議士は議會に席こそあるが、内閣に這入つて或る職務に就て仕舞ふと代議士としての仕事をすることが出来ない。即ち代表權を失つてしまふのである。だから其れでも構はんかと云ふ事を選舉人に相談しなければならぬと云ふ意味に於て選舉をやりなほすのであります。だから英國に於ては内閣の變る度に選舉が、補缺選舉が數十ヶ所で行はれるのであります。大概其場合には再選を求める代議士が選舉せられますが、時には其選舉に負ける場合があります。其時は其人は其官職に就く事が出来ないであります。左様に選舉民は自ら選んだ代議士が官職に就き得るか否かに就ての實際の權力も持つて居るのであります。諸君が選出した代議士が文部大臣になる、次官になると、諸君が賛成すれば文部大臣、次官になれるが、あれは文部次官にするのは宜くない、あれは平代議士にして置いて貰ひたいと思へば、選舉しない事になる。結局其人は文部次官になれないと云ふ事になる、獵官運動をする爲に或は權門を尋ねても左様な組織で選舉民が最後

の権力を握つて居るから獵官運動は何にもならん、選挙民が賛成すれば就職が出来るが、賛成しなければ就職する事は出来ない。之は議長に選ばれた場合も同じであります。其れでありますから、英國で自區の代議士が議長に選ばれた場合に就て或書物にかういふことが書いてある、即ち「自分の區から出た代議士が議長になると云ふ事は悲喜兩方の感情を持つて迎へる」と云ふのです。喜びと云ふ方は誇りの喜びであると同時に、其選挙區は永久に代表権を失つて仕舞ふ、議長の椅子に就けば代議士としての職務を執る事が出来ない、代表権を失つたから悲しむべき事であると申して居りました。代議士と選挙民との關係、議會に於ての關係が非常に議會政治的になつて居るのであります。

それから又此選挙の方法であります、是は餘り委しくなると選挙法の説明になりますから、極く大ざつぱに申しますと今度の日本の普通選挙に於てもやゝ取入れて居ります。今後は普通選挙には何人も勝手に選挙に立つと云ふ事は出来ない、一定の保證金を積んでさうして、立候補を正式に届け出なければ候補者になれない、さうして一定数の投票を受けなければ積んだ保證金を没收されるのであります。之は普選の一ヶ條であり、候補者の亂立を防ぐ爲に左様な條文が出来たのであります。

ですが、英國等では昔からやつて居ります。但し一定の保證金は積みませんが候補者は一定の手續きを取り、事實に於ては選挙區に選挙の行はれた翌日から候補者が出来て居るのであります。候補者が決つてゐる。選挙の間際になつて定めたと云ふ事は事實上ない事であり、左様に候補者が決つて居る。若し或る選挙區で候補者が一人しか無い場合がある、其時は指命會を開いたゞけで投票といふ事をしないで當選するのであります。候補者が一人しか無いから、其れが當然當選をするのであります。候補者が数人居る場合、英國の投票用紙には各候補者の名前が印刷してある。さうして選挙民が甲を選挙しやうとするには其甲の頭に印をつける、投票すべき人に印を付ければ宜い事になつて居る。是は永年斯様にして來たのであります、候補者は平日から選挙區に於て充分用意をして居らなければならぬと云ふ事が其れでもよく分る、今回日本の普選に於て候補者を豫め届け出ると云ふ事は左様な所から出たのであります。私は非常に宜い事と思ふのであります。

それから斯う云ふ事があります。議會に於ける討論の事を先程申しましたが、英國の議會は労働黨が頭を擡げる迄は所謂二大政黨主義であつた、在朝黨在野黨の二大政黨である。保守黨と自由黨の二つの政黨に分れて居つたのであります。近年になつて労働黨と申す第三黨が現はれましたが、

大體に於いて今猶二大政黨の精神が行はれて居るのであります。で政府の反對黨を、英國では「陛下の反對黨」と云つて居る。之は「陛下の政府」といふことにて出來た語である。此言葉は非常に面白い言葉でありますから次にお話致しますが、陛下の反對黨とは皆さんには何う響きますか、私は斯う云ふ経験がある私の新聞社の若い英國歸へりの人が此言葉を日本の在野黨を評する文に用いたのであります。陛下の反對黨」といつた爲めに讀者のうちから非常に立腹して來たものがある。陛下の反對黨とは何事か甚だ怪しからん、左様な不忠な言葉を新聞紙に書くとは甚だ不心得なりだ。大變な立腹であつたのであります。此言葉が妙であるから左様な誤解があるが、陛下の反對黨とは天皇陛下に對する反對黨ではない、天皇陛下に屬する反對黨、陛下の反對黨と云ふ意味、皆さん分つたか分らないか、分りませんが、反對黨と云ふと値打ちがない、陛下の政府のある以上、陛下の反對黨でもあるといふ譯です。妙な言葉だが無論是には譯があるので、又譯は説明する迄もないのであります。政府黨と申し、反對黨と申しても一時の事で、一度議會の形勢が變り、國民の意志が變れば、此處に反對黨は直ちに政府を作つて、其時の國務の責に任するのであります。かるが故に在野黨と雖も決して尾羽打枯した黨派ではないのである。陛下の反對黨であつて、翌日

は其反對黨と云ふ言葉を直して陛下の内閣になるべき人で、是を以て陛下の反對黨と云ふのであります。要するに在野黨であつても決して自暴自棄的の行爲を取つてはならん、野に居つても一國の政治を執つて居る精神でなければならぬと云ふ意味であります。然るに我々の最も近い處の政界の様子を見ますと、我々の見る政界に於ける在野黨は非常に違ふ様であります。又見る人も違つた眼で見ます。我々は是丈は心掛けて在野黨を在野黨を見る事同じ眼で見たいと思ふのであります。在野黨となれば直ちに精神も緊張し、其行動に於ても立派になります。一度在野黨になると直ちに態度が變つて自らを落し、自暴自棄の態度に出る、非常な差異を生ずるのである。是も御承知と思ひますが、例へば最近の議會の終ひ際に今迄にない云ふ様な大亂痴氣騒ぎが議會に於て行はれましたが、あの時の亂痴氣騒ぎを何と申しますか犯人と云ふ言葉を使ふならば、犯人はあの時の在野黨、反對黨であつたのであります。此反對黨は今や在朝になつて時めいて居りますが、此在朝黨は決して此度の議會では致さんと思ふのであります。お手々を膝に載せてお行儀宜くやつて行くだらうと思ひますが（笑聲起る）在野在朝に依つて左様に變つて行く、是では陛下の在野黨とは云へないと思ふのであります。乍然私は在野黨

でも陛下の在野黨であると云ふ心掛けを持つて左様な態度の急轉變は誠に望ましくない事だらうと思ふ、是等に就きましても我々は當局者のみを責める事は宜しくない、我々も心掛けなければならぬ、我々が内閣の大臣に對する態度、在野黨に對する態度に於て同一の態度をとつて居るかと思ふ事を考へますと、矢張り其開きが斯様な上に現はれるのではないかと思ふ。でありますから議會政治と云ふものは、民本政治と云ひ、民衆政治と云ひ、要するに我々が平等と云ふ考へを持つて成る可く左様な權威權力を不當に尊敬するとか、其れに對して不當の敬意を拂ふ事は矢張り慎まなければならぬ。議會政治を本當に作つて行くには我々議會政治の様式を採用して居る國家の國民の心掛けも矢張り陛下の在野黨と呼ぶ様な心掛けでなければならぬと私は痛感して居るのであります。(拍手)

大體に於て甚だ断片的で相濟みませんが憲法政治の法理實際に就て申上げたましたが、同時に私は最後に解散論をしてみたいと思ふ、論と云つて難しく申す程ではありませんが、此議會の解散に就て日本に於ける政治家の考へ方が果して間違つて居ないかと云ふ事をお話して見たいと思ふのであります。

吾憲法には議會を解散し得ると云ふ事が規定してあるばかりで如何なる場合に解散すると云ふ様な細い事は書いて無いのであります。であるからいかなる場合でも議會の解散を内閣は奏請する事が出来るのであります、我が國の今日迄の沿革に依りますと、内閣は議會の解散を懲罰的に用ひて居る様であります、是は間違つて居る事ではないかと思ふのであります。

議會に於て予算案なり、若しくは重大なる法案が否決された場合に此問題に就て今一度國民の意志を聞いて、現在の議會が國民の意志を代表して居るや否やに就て、もう一度國民の意志を尋ねると云ふ意味で解散するので無く、懲罰の意味に於て議會を解散する場合は通常です。本當に國民の意志を尋ねる爲に議會を解散した例は殆どないといつても差支へないのであります。現に日本の議會は何時でも議會開會中に解散せられて、議會の閉會中に解散せられた事はないのであります。私には議會と云ふものは何時でも解散する事が出来ると思ふ。憲法の條章には何ら反して居りません。又議會を解散する必要は時を選ばず起ると思ふ。例へば此處に大きい問題がある、此問題に就て國民の意志を問はなければならぬ、是は議會を招集して議會に其問題をかける迄もなく更に進んで國民一般の意見を聞かなければならぬと云ふ場合が幾らもあると思ふ。又時によればその時の内閣

に對して國民の信任を問ふ必要の生ずることもあらう。實例を以て申しますと、是は私の意見ではないが、昨年の秋から冬にかけて憲政會の若槻内閣は最早行詰つて居る、色々失策も方つた様であります。世間はもう若槻内閣は行詰つて居る、諸君も御承知と思ひますが随分世間の評論家は議會を解散して新しい議會を招集せよ、今の内閣は倦まれて居る、だから議會を解散して國民の信任を問へと云ふ議論があつたのであります。若槻内閣は之を避けて解散しなかつたのであります。

私は此議會解散と云ふものを議會の閉會中にしなければならぬと云ふ事は非常に窮屈であつて、代議政治を本當に行つて行くには邪魔になると思ふ、議會を開會してから解散致しますと多くの場合は豫算が不成立になるのであります。かゝる場合止むを得ず前年度の豫算を踏襲しなければならぬと云ふ事になる、國勢は一年間澁滞すると云ふ不幸な結果を來すのであります。従つて議會の解散は成る丈け避け様とすることになります。止むを得ないのであります。此議會が解散を行つて民心を新にする機會を捕へる事が甚だ難しいので、何時でも議會を解散すれば何日でも其翌年の豫算は不成立に終つて前年の豫算を踏襲するのは、日進月歩の今日甚だ遺憾な結果になるのであります。から此解散を避け様とするとする傾向があります。其結果が議會が沈滞し人心を停滯させるのであり

ます、だから此議會の閉會中と雖も解散をして、さうして其時の内閣が人心に倦まれて居るとか、若しくは大きな問題が起つて民意に問はなければならぬと云ふ時には何時でも議會を解散したら宜いと考へるのであります。

例へば今日議會を解散する、此六月に解散しても次の議會迄には間に合ふ、従つて豫算が不成立になると云ふ事はないのであります。斯様にして行けば議會政治がモット弾力性を持つて行くのであります。今日の様に議會の解散が甚だ不利益を生ずる、不利を生ずるから解散をしない、懲罰の意味で解散をすると云ふ事ならば此議會の空氣の變換と云ふものは甚だ容易に行はれないのであります。従つて議會政治に弾力性が無くなるのであります。

殊に民意の反映と云ふ事が鮮明に行はれないのである、不鮮明な畫面がスクリーンに現はれる事になります。是は議會政治の上に最も忌むべき事だらうと思ふ、是故に私は議會の解散はむやみに致せとは申しませんが、非常に國民に面倒をかけるのだから輕々に行ふ事は宜しくないが、時に應じて議會の閉會中と雖も解散をして、さうして議會政治をモット弾力性を持たせる事は非常に必要な事と考へるのであります。

是も私の感じた點を披瀝致しまして皆さんの御研究を煩はすに過ぎないのでありますが、斯様な見地から日本の政治を御覽になつて此議會政治をもう少し宜しくさせる様に努める事が我々の義務であり、國民の一人としての義務でなからうかと考へられるのであります。甚だ斷片的な事を申しましたが私は之で御免を蒙ります。

昭和二年十月十日印刷  
 昭和二年十月二十五日發行

編輯者 奈良縣丹波市町大字三島 天理教々々 廳  
 發行者 奈良縣丹波市町大字三島 天理教道友社  
 右代表者 増野道興  
 印刷所 奈良縣丹波市町川原城 天理教々々廳印刷所  
 右代表者 辻豊彦





終

